

2020年度
電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱

2020年8月31日

東北電力ネットワーク株式会社

【入札関係当社対応窓口】

対応窓口	住所	電話番号
東北電力ネットワーク(株) ネットワークサービス部 電力受給グループ (調整力入札担当)	〒980-8551 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	022-799-6232

目 次

1. はじめに
 2. 入札スケジュール
 3. 募集容量・提供期間・対象電源等・入札単位・契約電力・他調整力への入札・需給調整市場への入札
 4. 応札にあたり満たすべき条件
 5. 応募方法
 6. 評価の方法および落札者の決定
 7. 契約条件
 8. その他
- (別紙1) 信号に関する具体的要件

電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱

1. はじめに

2016年4月以降のライセンス制導入にともない、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。

東北電力ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者として、主に10年に1回程度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するにあたり、一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力について、電力供給の安定性、経済性等の観点から、入札を実施することとしました。

当社は、この電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（以下「入札要綱」といいます。）にもとづいて、電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札（以下、「入札」といいます。）を実施し、当社に対して供給できる事業者およびその供給条件を決定いたします。

本要綱では、当社の募集する電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。

落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する「電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】」および「端境期における調整力提供に関する覚書」を参照して下さい。

応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

(1) 一般注意事項

- ・当社は、入札要綱に定める募集条件等にもとづき、厳気象時に期待できる電源Ⅰ 厳気象対応調整力を、確実かつ効率的に確保できる事業者を入札により募集します。入札によって厳気象対応調整力を確保することにより、当社の調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする厳気象対応調整力の評価にあたっては、入札価格が低いことが重要な要素となりますが、この経済的要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- ・厳気象対応調整力として入札された電源等の優劣は、入札要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- ・厳気象対応調整力の審査過程において、効率的な審査が出来るように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- ・応札者は、入札要綱に定める諸条件および『電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】』（以下「電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書」といい、これにもとづく契約を「電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約」といいます。）および「端境期における調整力提供に関する覚書」の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。
- ・電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電源等は、別途定める電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約ならびに端境期における調整力提供に関する覚書を締結していただきます。
- ・契約電源等が発電設備である場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款（以下、「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源

I 〃 廠気象対応調整力契約者と同一であることは求めません。)が締結されていることが必要です。一方、契約電源等がデマンドリスポンス(需要者が電力の使用を抑制させること。以下「DR」といいます。)を活用したものである場合、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約(接続供給契約者と電源 I 〃 廠気象対応調整力契約者と同一であることは求めません。)が締結されていること等が必要です。(発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下「属地 TSO」といいます。)

- ・入札要綱にもとづく電源 I 〃 廠気象対応調整力契約(および同時に締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約)は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- ・応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
- ・応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで入札をすることも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものとしたします。グループで入札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を「(様式 2) 応札者の概要」により明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとしたします。
- ・以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものとしたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

a. 資本関係

- (a) 会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等と会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等の関係にある場合
- (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b. 人的関係

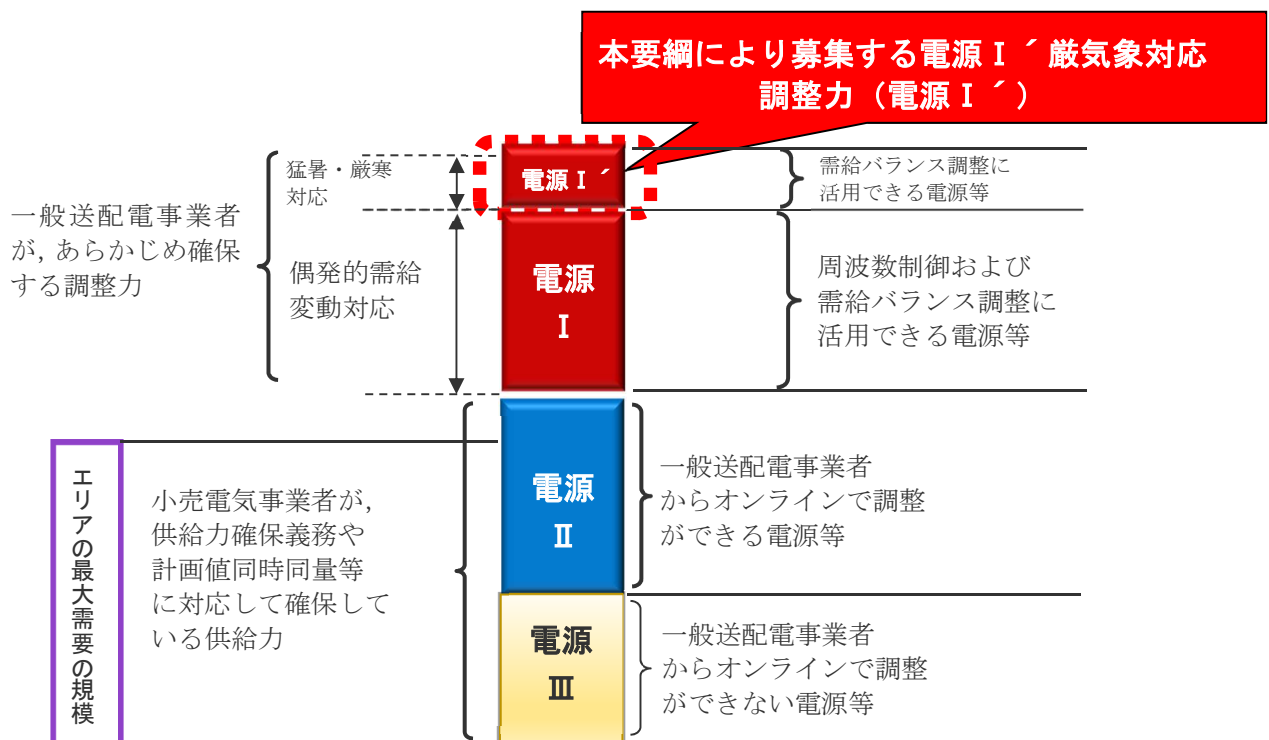
- (a) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。)の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項または会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」といいます。)を現に兼ねている場合
- (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c. その他、上記アまたはイと同視しうる関係

- ・入札要綱にもとづき評価した結果、当社が電源 I 〃 廠気象対応調整力契約を締結することを決定した応札者(以下「落札者」といい、当社と電源 I 〃 廠気象対応調整力契約を締結した落札者を「契約者」といいます。)が第三者と合併、会社分割または電源 I 〃 廠

気象対応調整力契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものといたします。なお、電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力契約承継の詳細な取扱いについては、電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力契約書を参照してください。

- 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用，入札書作成に要する費用，電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は，すべて応札者で負担してください。
- 入札書は日本語で作成してください。また，入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は，必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。
- 入札書提出後は，入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え，補足説明資料の追加等も認められません。ただし，落札者候補案件の選定にあたり，当社が提出を求めた場合については除きます。



(2) 守秘義務

- ・ 応募者および当社は、電源 I 〃 廠気象対応調整力契約に係る協議を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は、本要綱「3. 募集容量・提供期間・対象電源等・入札単位・契約電力」の確認および、本要綱「6. 評価の方法および落札者の決定」における落札案件を一意に決定するための必要な範囲において、関係する一般送配電事業者との間で入札情報の一部を共有いたします。

(3) 問合せ先

- ・ 入札要綱の内容に関するご質問は、下記の当社ホームページ問合せ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォーム URL :

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/cgi-bin/00002020/inquiry/toiawase.cgi?about=rfc>

2. 入札スケジュール

2020年度の募集および契約協議は、次のスケジュールで実施いたします。

日 程	ステップ
2020年7月1日（水） ～7月30日（木）	募集の公表および募集要綱案に対する 意見募集（RFC：Request for Comments）
2020年7月31日（金） ～8月30日（日）	意見内容の確認・検討，入札募集要綱の確定
2020年8月31日（月）	入札募集の開始
2020年10月29日（木）	入札募集の締切
2020年10月30日（金） ～11月29日（日）	落札案件選定
2020年11月30日（月）	落札案件の決定，公表
2020年12月1日（火）～	契約協議

- ・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、当社ホームページ上の以下のアドレスに掲載して速やかにお知らせします。

（当社の調整力募集に関する特設ページ）

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/reserve/index.html>

- ・当社は、入札募集を開始しますので、応札者は、入札要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、10月29日までに応札してください。
- ・当社は、応札者の応札に対して入札要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定します。
- ・当社は、落札者決定後、入札募集の結果（最高落札額、平均落札額）を公表します。
- ・当社は、落札者と電源I Ⅰ 廠気象対応調整力契約に関わる協議を開始し、契約します。

3. 募集容量・提供期間・対象電源等・入札単位・契約電力・他調整力への入札・需給調整市場への入札

(1) 募集容量

合計479千キロワットといたします。

(2) 募集する電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供期間

2021年7月1日～2021年9月30日および2021年12月1日～2022年2月28日までといたします。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日～12月31日、1月3日は除き、各日9時から20時までといたします。

(3) 対象電源等

当社または東京電力PGの系統（離島除く）に連系する電源等で、当社中央給電指令所または東京電力PGから専用線オンライン、もしくは簡易指令システムを用いたもので出力調整可能な電源等といたします。

また、使用する燃料については、特に指定しませんが、提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

- ・電源Ⅰ 廠気象対応調整力については、10年に1回程度の猛暑時等需給ひっ迫時の対応のため確保いたしますが、そういった状況が発生していない場合でも、運用の中で需給バランス調整（当社エリア以外を含む）等に活用します。
- ・応札いただく電源等については、新設、既設の別を問いませんが、提供期間・提供期間を通じて安定的に調整力を確保できることを条件とします。
- ・電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約とあわせ、端境期における需給ひっ迫時、供出可能な範囲で調整力を提供いただくことを目的として、別途「端境期における調整力提供に関する覚書」を締結していただきます。ただし電源Ⅱ契約を締結する場合は不要とします。
- ・応札時点で営業運転を開始していない電源等、専用線オンライン、もしくは簡易指令システムの信号の送受信を開始していない電源等の場合、提供期間開始までに電源等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。
- ・電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約の締結において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間開始までに必要な工事や試験を完了していることが必要です。
- ・やむをえず、提供期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取り扱いについては、必要に応じて別途協議いたします。
- ・当社中央給電指令所からの専用線オンライン、もしくは簡易指令システムで制御可能とするために必要な設備要件は、『4. 応札にあたり満たすべき条件（1）設備要件』を参照してください。
- ・当社中央給電指令所からの指令は専用線オンライン指令による場合と簡易指令システムによる場合があります、応札者は応札時にそのいずれかによるかを指定していただきます。
- ・東京電力PGの供給区域に設置されている契約電源等を用いて東京電力PGとの専用

線オンラインで応札の場合、当社からの指令は東京電力P Gを經由し落札者に指令しますが、本要綱では当社からの指令として記載します。

- ・DRを活用した応札の場合、DRの所在する地点が当社または東京電力P Gのどちらか一方の供給区域に所在する必要があります。当社と東京電力P Gの供給区域にそれぞれ所在する需要家を束ねて応札する場合は、対象電源等の条件を満たしません。
- ・契約期間中に電源等の諸元変更等があった場合は、変更の旨を申し入れる書面および入札書の変更となるページを、速やかに当社へ提出していただいた後、電源I 〃 厳気象対応調整力契約書の改定等について協議させていただきます。
- ・電源I 〃 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が電源I 〃 契約者、または関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

(4) 入札単位

入札は、原則として発電機を特定して、容量単位で実施していただきます。

- ・DRを実施できる需要家を集約し、応札者が指定する当該複数の需要場所における需要家の電気の使用を抑制することにより電源I 〃 厳気象対応調整力の提供を行う場合には、当該指定の複数の需要場所をまとめて1契約電源等といたします。
- ・応札いただく契約電力は、設備容量（発電機で有れば定格電力、DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効とします。応札後に設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。
- ・様式3-3で、当該応札案件において当該設備（または需要家）の重複のおそれがある場合、当該設備（または需要家）を用いて応札された全応札者に対し、その旨を通知し、追加資料の提出等を受けて、当該設備（または需要家）の応札kWの妥当性を確認いたします。
- ・当社からの通知の翌日から起算して当社の5営業日以内に回答がない場合、または、当該設備（または需要家）の重複に係る確認の結果、当該設備（または需要家）の応札kWが設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、応札案件評価においては当該設備（または需要家）を除外します。応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。
- ・DRを活用して応札される場合は、約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値が特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、別途協議いたします。

(5) 契約電力

1千キロワット以上、1キロワット単位で設定していただきます。

(6) 他の調整力募集要綱への入札について

入札に関して以下の条件とさせていただきます。

- ・ 当社の供給区域に所在する対象電源等で応札される場合、電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ需給バランス調整力に応札する電源等と同一の電源等をもって、電源Ⅰ「厳気象対応調整力」入札募集に応札することは可能ですが、その場合の取扱いは次のとおりとします。
 - a. 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下、「重複入札」といいます。）する場合
 - ・ 電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ「厳気象対応調整力」の順に落札案件決定を行なうこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。
 - ・ 同一調整力公募への重複入札は認められません。
 - b. 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下、「複数入札」といいます。）する場合
 - ・ 各調整力においてそれぞれ落札判定を行うものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。
 - ・ 同一調整力公募への複数入札は認められません。
- ・ 東京電力P Gの供給区域に所在する対象電源等を用いて応札される場合、当社の調整力公募への入札については、電源Ⅰ「厳気象対応調整力」のみ入札可能ですが、その場合の取扱いは次の通りとします。
 - a. 東京電力P Gと当社の調整力公募へ重複入札する場合
 - ・ 東京電力P G、当社の順に落札案件決定を行うこととし、東京電力P Gで落札者となった場合は当社の落札案件決定の対象から除外します。
 - ・ 同一調整力公募への重複入札は認められません。
 - b. 東京電力P Gと当社の調整力公募へ複数入札する場合
 - ・ 落札判定を行いますが、この場合、東京電力P G、当社それぞれの契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。
 - ・ 同一調整力公募への重複入札は認められません。
- ・ 東京電力P Gの供給区域に所在する対象電源等と当社の間において、電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力、電源Ⅱ「低速需給バランス調整力」の契約締結は選

択できません。

- ・電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力公募に応札する対象電源等と同一の電源を用い、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札することも可能としますが、重複入札の場合は、当社および当社以外の一般送配電事業者への対象電源名称は同一の対象電源名称として入札していただきます。

(7) 需給調整市場への入札について

電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力契約を締結する契約電源等を用いて、提供期間外を含め、需給調整市場へ入札を希望する場合は、募集に合わせて公表する「電源Ⅰ ㄱ 契約電源等による需給調整市場への入札について」を参照して下さい。

4. 応札にあたり満たすべき条件

応札にあたっては、以下の条件を満たしていただきます。

(1) 設備要件

当社中央給電指令所からの専用線オンライン，もしくは簡易指令システムにもとづいて制御可能とするために必要な設備要件は，別紙1「信号に関する具体的要件」のとおりといたします。

(2) 運用要件

応札者は，以下の運用要件をすべて満たすことを入札の条件といたします。

a. 出力増減時間，負荷抑制の実施

当社が，厳気象対応準備時間（9時～20時）での発電出力の増減または負荷設備における電力使用の抑制（以下「発電等」といいます。）を判断した場合，原則として当該調整実施の3時間前に当社が送信する指令を受信し，当該信号受信の3時間以内に，応動が可能であることが必要です。

b. 発電等継続可能時間

当社の指令に応じて調整を実施して以降，原則として3時間以上発電等の継続が可能であることが必要です

- ・電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力相当での発電等継続可能時間が3時間に満たないものは，所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

c. 定期点検，補修作業時

提供期間における提供時間において，当社からの指令に応じていただく必要がありますので，定期点検，補修作業等は，提供期間は避けて計画していただきます。

d. トラブル対応

不具合の発生時には，速やかに当社へ連絡のうえ，遅滞なく復旧出来るよう努めていただきます。

(3) 需給運用への参加

以下により，需給運用へ参加していただきます。

- ・当社の供給区域に所在する対象電源等を用いて，電源Ⅱ周波数調整力契約，もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は，当社からの起動指令を受けて系

統並列している状況を前提といたします。

- ・当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値や発電可能電力、発電可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。(負荷設備を活用して調整力の提供を行う場合は、供給地点ごとの需要抑制計画値等を求めることがあります。)
- ・当社の指令に従い、当社が指定する30分ごとの時間帯に、発電等が可能であることが必要です。なお、当社は、指定する時間帯の始期の3時間(180分)前までで、落札者が応札時に指定する時間までに、指令するものといたします。
- ・電源等の状況・都合により、提供期間内の調整実施回数に上限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出て頂きます。ただし、当該発動可能回数は12回以上で設定いただきます。(発動可能回数に達するまでは、提供期間の厳気象対応準備時間においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。)なお、同一の電源等をもって電源Ⅱ周波数調整契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合は、上限回数を設定することはできません。
- ・電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出指令は、1日1回を基本とします。なお、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行なう場合があります。
- ・当社が3時間前(もしくは、3時間以内で応札者が指定する時間)に、発電等出力増の指令を行なった場合も、属地 TSO の約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。
- ・落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
- ・連絡が必要な不具合については、『7. 契約条件(7) 停止日数』を参照してください。
- ・東京電力PGの供給区域に所在する対象電源等を用いて応札される場合、不具合の発生時には、当社と東京電力PGへ連絡していただきます。
- ・応札者は、応札時に、当社が発電等を指定する時間帯の始期の何分前(3時間以内)までの指令に応じられるかを指定していただきます。
- ・系統安定上の制約で契約電源等の出力抑制等が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

(4) 上限価格

当社からの指令にもとづき契約電源等が発電等を行うか否かに関わらず生じる費用にもとづく容量価格を電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力で除した値(円/kW)が、当社が定める上限価格以下となる必要があります。

- ・公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、公表しないこととしております。

(5) 遵守すべき法令・基準等

発電設備等は、電気事業法、計量法および環境関係諸法令（大気汚染防止法、環境影響評価法等）等の発電事業に関連する諸法令（政令、省令、技術基準等を含む。）を遵守していることが必要です。

- ・発電設備・受電設備等は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等の技術要件を遵守するものいたします。

(6) 技術的信頼性

応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援を受けること等により、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性が確保されていることといたします。

- ・応札していただく設備等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績（DR実証試験による実績を含む）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援により、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保していただきます。
- ・当社と電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を締結したことがある応札者で、当該契約の契約電力未達時割戻料金算定対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する資料の提出を求める場合があります
- ・設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。
 - 試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出。
 - 当社からの、専用線オンライン、もしくは簡易指令システムによる性能確認試験の実施。
 - 現地調査、及び現地試験。
 - その他、当社が必要と考える対応。

(7) 負荷設備を活用した電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供

アグリゲーターは以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・アグリゲーターが複数の需要者を束ねて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供する場合、電源Ⅰ 廠気象対応調整力が1千キロワット以上であり、かつ、需要者ごとの調整量が1キロワット以上であり、次のいずれにも該当することが必要です。
 - a. 需要家に対して、次の事項を定めた調整計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
 - (a) 電力使用の抑制量
 - (b) 電力使用抑制の実施頻度および時期

- b. 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
 - c. 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立、実施および維持すること。
 - d. 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者（小売電気事業者等）が電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の提供により不利益を被ることがないように、電源 I ㄱ 廠気象対応調整力分に相当する売上げを調整するなどの契約がなされていること。
-
- ・ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
 - ・ 調整電力量の算定上、需要場所が約款 29（計量）の（3）（需要場所が東京電力 P G の供給区域に所在する場合は、東京電力 P G の約款の同項目）に該当しないこと。
 - ・ アグリゲーターが、需要者に対し、約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
 - ・ アグリゲーターは、需要家に対し、入札要綱の内容を事前に説明し、需要家はその内容を理解・承諾していること。

5. 応募方法

応募者は、入札書を募集期間内に2部（本書1部・写し1部）提出していただきます。

(1) 入札書の提出

a. 提出書類

- ・「(様式1) 入札書」および添付書類（「(2) 入札書への添付書類」を参照願います）。

(a) 書類を持参する場合

- ・提出書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ持参してください。当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。
- ・提出書類について、「(様式1) 入札書」の印の押捺は本書のみとし、写しはそのコピーでかまいません。
- ・1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。
- ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

(b) 郵送する場合

- ・以下の点に留意の上、下記のc. 提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。
- ・提出書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。
- ・提出書類について、「(様式1) 入札書」の印の押捺は本書のみとし、写しはそのコピーでかまいません。
- ・1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。
- ・一般書留または簡易書留で郵送してください。
- ・募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

- ・郵送で応募する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

c. 提出場所

〒980-8551

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

ネットワークサービス部

電力受給グループ（調整力入札担当）

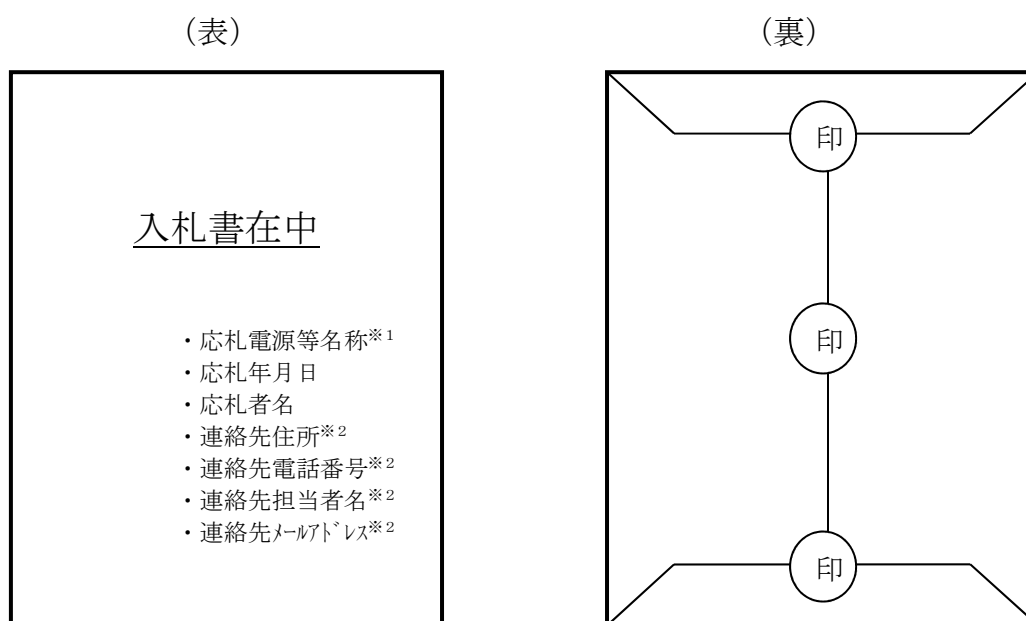
- d. 募集期間：2020年8月31日（月）～10月29日（木）
- ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。

<ご連絡先>

東北電力ネットワーク株式会社
 ネットワークサービス部
 電力受給グループ（調整力入札担当）
 電話：022-799-6232

- e. 申込みを無効とするもの
- ・記名押印のないもの
 - ・入札価格を訂正したもの
 - ・意思表示が不明確なもの
 - ・提出書類に虚偽の内容があったもの

- ・入札書類を提出する場合の封筒は下図のようにしてください。



※原則として、「JIS角形2号」封筒を使用してください。

- ※1 同一のアグリゲーターが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。(例) ○○A, ○○B
- ※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 入札書への添付書類

- ・入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。
- a. 応札者の概要（様式2）
- b. 発電設備の仕様，電源等の仕様（様式3-1，3-2，3-3）
- c. 電源等の運転実績について（様式6）
- d. 運用条件に関わる事項（様式7）
- e. 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

(3) 入札の辞退

- ・応札者が入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は，速やかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は，再度選考の対象として復帰することはできませんので，あらかじめ了承願います。入札辞退者の入札書は速やかに返却します。

(4) その他留意事項

- a. 容量価格について
 - ・容量価格については，「3. 募集容量・提供期間・対象電源等・出力調整幅・入札単位・他調整力への入札・需給調整市場への入札（2）募集する電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の提供期間」に定める提供時間において，当社からの指令を受け，契約電源等から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘定のうえ，設定してください。
- b. 容量価格の訂正
 - ・訂正できません。
- c. 追加資料提出
 - ・当社は，必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

※添付書類（a～d）は，該当しない添付書類があっても，該当しない旨を記載した書類（任意様式）を作成し，通し番号を記載のうえ，すべての添付書類を提出してください。なお，提出様式に「該当なし」と記載して提出してもかまいません。

※添付書類 a. に関し，契約主体が合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は，代表となる事業者に加えて関係する事業者についても本様式を提出してください。また，会社概要等のパンフレット等を添付してください。

※添付書類 c. に関し，電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為，契約開始前に，落札者の負担において，調整力発動試験を実施いたします。ただし，運転実績等をもって，調整力供出能力・性能の把握が可能な場合，当社の判断において，調整力発動試験を省略することがあります。また，落札者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出，当社が認める場合，当該エビデンスをもって，調整力発動試験を省略することがあります。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱います。

応札者が収入割を含む場合は、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力量単価には含めないでください。

6. 評価の方法および落札者の決定

(1) 応札にあたり満たすべき条件への適合を確認

「4. 応札にあたり満たすべき条件」(1)～(7)の各項に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。

(2) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の評価

以下により、価格要素評価点を算定し、非価格要素評価による加点、減点とあわせ点数の高いものから順位を決定いたします(小数点以下第1位を四捨五入いたします)。

- ・電源Ⅰ 廠気象対応調整力は、価格要素99%、非価格要素1%で評価するものとし、価格要素評価点の最高得点が99点となるよう算定したうえで、非価格要素評価点を最高で1点加えます。

a. 価格要素評価点の算定

入札時に提示する「容量価格」と「上限電力量単価」等により「評価用容量単価」と「評価用電力量単価」を以下のとおり算定いたします。

評価用容量単価

$$= \frac{\text{容量価格}}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整契約電力}} \times \frac{\text{運転継続可能時間 (3時間)}}{\text{運転継続時間※1}} \\ \times \frac{1.1 \text{時間}}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間※2}}$$

$$\text{評価用電力量単価} = \text{上限電力量単価} \times \text{想定発動回数 (3.6回) ※3} \\ \times \text{運転継続可能時間 (3時間)}$$

- ※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とします。
- ※2 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間が1.1時間を超過する場合は、1.1時間とします。
- ※3 提供期間内の発動可能回数(1.2回)から、10年間での平均的な発動可能回数として3.6回とします。

入札案件の中で「評価用容量単価」と「評価用電力量単価」の合算したものが最も安価な価格[円/kW]（以下、基準入札価格という。）を基準として、価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします）を以下のとおり算定いたします。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点（99点）}$$

b. 非価格要素として考慮する項目と配点

非価格要素として考慮するのは、以下の項目とし、最高1点、最低0点とします。

非価格要素として考慮する項目	配点
指令から調整までの時間が短いもの（1時間未満）	+1

- ただし、東京電力PGの供給区域に所在する対象電源等で応札される場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として調整までが1時間未満とならないことから加点評価は行いません。

c. 総合評価点の算定

価格要素評価点と非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から順位を決定します。

- 総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い応札者を評価順位の上位とします。

(3) 落札者の選定

評価順位の決定後、順位が上位のものから応札量を累計し、募集容量479千キロワットに達する直前までの応札者を落札者として選定いたします。ただし、発電等継続可能時間が3時間未満の場合は、応札量を3時間で除して発電等継続可能時間を乗じた値を応札量としてみなします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が落札案件の応札量の累計と募集容量との差分を超える案件に対し、総合評価点を応札量で除して、落札案件の応札量の累計と募集容量との差分を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札者として選定いたします。この際、提出様式(様式1)入札書の項目12に記載の調整契約電力も含めて、対象を選定します。

ただし、選定された落札案件のうち、東京電力PGの供給区域に所在する対象電源等で、東京電力PGが実施する調整力公募と当社の電源I¹ 廠気象対応調整力に重複入札し、東京電力PGの落札案件となった場合は、当該案件は、東京電力PGの落札案件とし当社の落札案件決定の対象から除外します。

7. 契約条件

- ・主要な契約事項は、以下のとおりです。

(1) 契約期間

契約期間は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約締結の日から、当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。

(2) 提供期間および提供時間

2021年7月1日～2021年9月30日および2021年12月1日～2022年2月28日までといたします。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日～12月31日、1月3日は除き、各日9時から20時までといたします。

(3) 基本料金

容量価格（＝容量単価（円/kW）に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、6で除して月毎に分けて支払う（翌月払いとし、最終月については、翌々月払いといたします。）ものとします。

- ・容量価格は、「(2) 提供期間および提供時間」において、当社からの指令を受け、契約電源等から気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘定のうえ、設定してください。
- ・容量価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合があります。
- ・端数は最終月分で調整するものといたします。
- ・基本料金の支払い方法について、原則として上記記載のとおり対応させていただきますが、ご要望がある場合は、協議の上検討させていただきます。

(3) 従量料金

当社からの指令に従って電力の供出をしたことに伴う従量料金については、当社と別途締結する電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）にもとづき精算するものといたします。

- ・契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）の単価表およびその算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数等を定期的（原則として毎週火曜日14時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）といたします。）に提出していただきます。ただし、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、すみやかにその旨の連絡し、協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとしますが、適用した単価を過去にさかのぼって修正することはできないこととします。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととします（電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結した場合も同じ）。

- ・当社指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限りです。）に係る料金を属地TSOと契約者間で各月毎に、調整力を提供した翌々に精算します。ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時に契約者が提示した上限電力量単価を上限といたします。なお、申出単価の算定根拠について、当社から確認させていただく場合があります。
- ・上げ調整のみに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス価格にて属地TSOと契約者間で精算するものといたします。
 なお、DRを活用した契約者の場合、調整量は約款における損失率を考慮したうえで算定いたします。
- ・従量料金の精算について、当社の供給区域に所在する契約電源等の場合、当社と契約者間で行いますが、東京電力PGの供給区域に所在する契約電源等の場合は、東京電力PGと契約者間で行っていただきます。
- ・当社もしくは東京電力PGが支払いを受ける場合は、料金支払い時に消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。
- ・単価表の提出について、当社の供給区域に所在する契約電源等の場合、当社に提出いただきますが、東京電力PGの供給区域に所在する契約電源等の場合は、東京電力PGと当社へ提出していただきます。

(4) 計量器

原則として、発電機毎に記録型計量器を取り付け、30分単位で計量を実施するものとします。

- ・同一の契約電源等をもって、電源Ⅱ周波数調整力契約を締結する場合、電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力料金の算定に必要な発電実績等の計量は、各契約にもとづく計量とあわせて、同一の方法にて行います。

(5) 目的外利用の禁止

電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力契約における契約電源等のうち、電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力契約電力分については、提供期間（9時～20時）において、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。

- ・発電機毎に計量できない場合は、別途協議により計量器の仕訳を実施します。計量単位については、『8. その他（2）計量単位について』を参照してください。
- ・当社の供給区域に所在する対象電源等で応札される場合で計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、原則として計量器は当社が選定し、当社の所有として当社が取り付け、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとしますが、提供期間開始までに必要な工事や試験が完了していることが必要です。

- ・東京電力P Gの供給区域に所在する契約電源等の場合で計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、原則として計量器は選定し、東京電力P Gの所有として東京電力P Gが取り付け、その工事費の全額を契約者から東京電力P Gが申し受けるものとしますが、提供期間開始までに必要な工事や試験が完了していることが必要です。
- ・ただし、DRを活用した契約を希望される場合は、約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの専用線オンライン、もしくは簡易指令システムにもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置は不要です。(アグリゲーターが調整力供出確認等のために設置するパルス計測器等の設置を妨げるものではありません。) 具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。
- ・アグリゲーターが、約款に定める需要抑制契約者となり、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約における電源Ⅰ 廠気象対応調整力とは別に、特定卸供給を実施することを否定するものではありません。なお、その場合は、応札時に、需要抑制契約者である旨を申し出ていただきます。

(6) 運用要件

契約者は、契約電源等について入札要綱4. に定める運用要件および電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約(および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約)における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます

(7) 停止日数

契約者の設備トラブルや定検等、当社の責とならない事由で電源Ⅰ 廠気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日(契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除く)を、原則として、(9)に定める停止割戻料金の算定に用いる停止日数とします。

- ・契約者が応札時に指定する時間(3時間以内)までに、契約者が電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供可能な代替発電機等(本要綱にて定める要件を満たしていること、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結していること、および、電源Ⅰ周波数調整力契約または電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。)を当社に提示し、当社が認めた場合は、差替えを行うことが可能であり、差替えを行ったときは、各割戻料金の対象としないことがあります。
- ・設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の停止日数の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。
- ・停止日数には、出力一定作業等も含まれます。これらは、計画・計画外を問わず作業停止要求票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停止要求票を発行していただき

ます。ただし、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合は、当社または東京電力P Gから、その旨をお知らせいたします。

- ・東京電力P Gの供給区域に所在する契約電源等について、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合は、「当社の責とならない事由」といたします。また、その場合、その減少した容量は、東京電力P Gの供給区域に所在する契約電源等における他の契約者の契約電源等と、電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力の比で按分し、その容量が供出不可となったものとみなします。

(8) 契約電力未達時割戻料金

契約者の設備トラブルや計画外の定検等、当社の責とならない事由により、当社からの発動指令にもかかわらず、発電等継続可能時間（3時間以上の場合は3時間といたします。）において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」という。）が、契約電力を2で除して得た値に達しない場合（以下「契約電力未達」という。）、契約電力未達時割戻料金を算定し、料金算定期間ごとに基本料金から差し引くものといたします。

なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の契約電力、一部供出電力は30分単位の値として2で除して得た値といたします。

契約電力未達時割戻料金の算定式

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \frac{30\text{分単位のコマ数}(1\text{コマ}) \times \text{未達度度合い合計}}{12\text{回}^{*1} \times 3\text{時間} \times 2\text{コマ}} \times \text{年間基本料金} \times 1.5$$

$$\text{未達度合い} = \frac{\text{電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力} - \text{調整電力評価量}^{*2}}{\text{電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力}}$$

ただし、事前に電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。）の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合いを算定いたします。

$$\text{未達度合い} = \frac{(\text{一部供出電力} - \text{調整電力評価量}^{*3})}{\text{電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力}} + \frac{(\text{電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力})}{\text{電源I 〃 廠気象対応調整力契約電力}}$$

- ・ 停電が生じた場合は、契約者は速やかにその原因となった事由および対策を報告するとともに電源等の復旧に努めるものといたします。
- ・ 停電の事由が天変地異等やむを得ない事由による場合で、当社と協議のうえ当社が同意した場合は停電割戻対象時間の対象とはいたしません。
- ・ 「天変地異等やむを得ない事由」とは、以下の①～④のすべての条件を満たす例外的な事由を指し、主に地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争、テロ、騒擾、内乱、反乱や落札者の責めとならない事故等とします。

① 契約者によって制御できない事由であること。

② 事由発生が、契約者の責めとならない事由であること。

③ 契約者が事前に想定ができなかった事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令および本入札要綱等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、送電の全部または一部の停止を回避できなかった事由であること。

④ 契約者が、当該事由発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、送電の全部または一部の停止を回避できなかった事由であること。

※1 運用要件に定める最低発動回数の12回といたします。契約者が12回以上の上限回数を設定している場合においても12回といたします。また、13回目の発動回数以降、当社協力要請に実際に応じた回数を加算いたします。

※2 調整電力評価量の算出

調整電力量 < 電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は 0,
調整電力量 ≥ 電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は,
電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約電力を上限といたします。

※3 調整電力評価量の算出

調整電力量 < 一部供出電力 × 0.9 の場合、調整電力量は 0,
調整電力量 ≥ 一部供出電力 × 0.9 の場合は一部供出電力を上限といたします。

(9) 停止割戻料金

前日までに当社に通知のうえ、発電等が可能な状態を維持できなかった（以下「停止」といいます。）場合、料金算定期間中の停止日数をもとに算定した修正停止日数の合計（以下「停止割戻対象日数」といいます。）を対象に、停止割戻料金を算定し、料金算定期間ごとに基本料金から差し引くものとします。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{停止割戻対象日数}}{\text{当該年度の提供期間日数}} \times \text{年間基本料金}$$

ただし、停止日数のうち、事前に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の一部を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、停止割戻料金算定上の停止割戻対象日数については、以下の算式によって修正したうえで合計いたします。

$$\begin{aligned} \text{修正後の停止割戻対象日数} &= \text{修正前の停止割戻対象日数} \\ &\times \frac{(\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力※} - \text{一部供出電力※})}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力※}} \end{aligned}$$

- ・ 停止の事由が天変地異等やむを得ない事由による場合で、当社と協議のうえ当社が同意した場合は停止日数の対象とはいたしません。
- ・ 停止が生じた場合は、契約者は速やかにその原因となった事由および対策を報告するとともに電源等の復旧に努めるものといたします。

※契約電力、一部供出電力の発電等継続可能時間が、それぞれ3時間に満たない場合は、それぞれの発電等継続可能時間を3で除して契約電力、一部供出電力を算出いたします。

(10) 契約解除

当社または契約者のいずれか一方が、次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものといたします。

- a. 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず10日以内に当該違反が是正されないとき
- b. 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産関連法規にもとづく手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき
- c. 解散の決議を行ったとき
- d. 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- e. 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

- f. 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- g. 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約にもとづく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
- h. 当社または契約者が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となったとき
- i. その他、前各号に準じる事由が生じたとき

- ・東京電力P Gの供給区域に所在する契約電源等を用いた契約の場合、「当社」は、「当社、東京電力P G」と読み変えます。
- ・当社または契約者が、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」に定める規定に違反した場合、当社または契約者は違反した相手方に対して、書面をもって電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」の履行を催告するものといたします。
- ・なお、契約の解除にあたっては、電力の安定供給に支障を来たさないよう、当社および契約者は、最大限の配慮をするものといたします。
- ・契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべき者が相手方に対し、損害賠償の責を負うことといたします。
- ・当社または契約者が締結する電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」が解約または解除された場合、電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を契約していた場合は、当然に解約または解除されるものといたします。

8. その他

(1) 上げ単価・下げ単価の設定と精算について

電源 I 〔厳気象対応調整力契約を締結した調整電源等（事業者）は、当社の指令に応じる kWh 対価を予め提示していただきます。

（発電設備を活用した応札者の場合）

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 対価（V1, V2（下げ調整に応じていただける契約者に限る））を乗じて対価を算定し、精算いたします。

（DRを活用した応札者の場合）

精算時は、実績電力量に約款における損失率を考慮したものと、調整力ベースラインとの差分に、以下の kWh 対価（V1, V2（下げ調整に応じていただける契約者に限る））を乗じて対価を算定します。

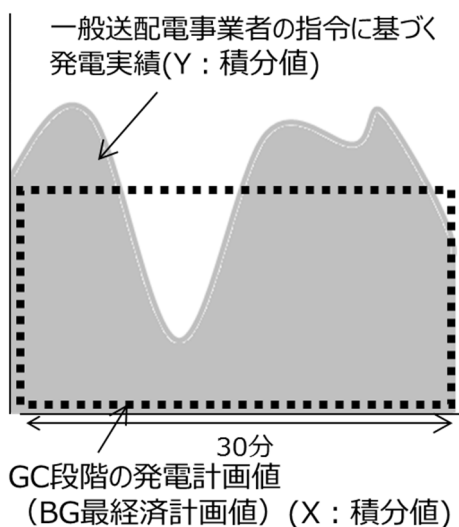
V1：上げ調整を行った場合の増分価格（円/kWh）を出力帯別に設定

（V1は応札時に契約者が提示した上限電力量単価を上限といたします。）

V2：下げ調整を行った場合の減分価格（円/kWh）を出力帯別に設定

- ・当社の指令に応じる kWh 対価については週1回の更新通知を基本とする。なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合についても変更協議を行なう。

[精算の具体例①]



約款上、BG 最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と当社の対価の授受として

□ $Y - X > 0$ の場合

差分 $\times V1$ を当社が契約者に支払います。

(ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません。)

□ $Y - X < 0$ の場合

差分 $\times V2$ を契約者が当社に支払います。

(ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 \times インバランス単価 (当該時刻における、当社のインバランス単価) を契約者が当社に支払います。

□ $Y - X = 0$ の場合

対価は発生しません。

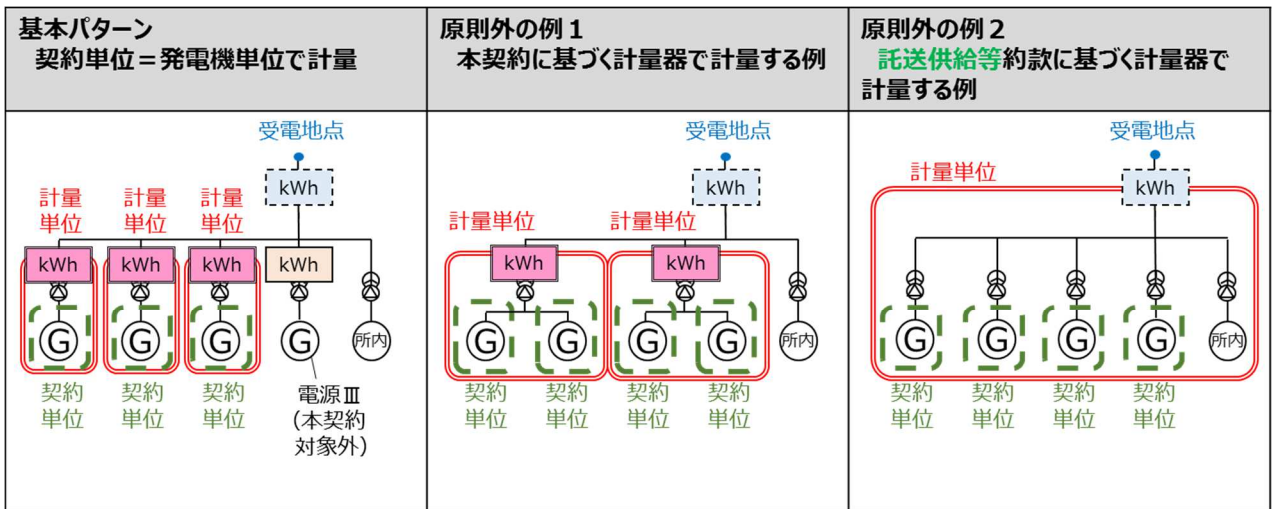
- ・上記において、DRを活用した契約者の場合、Yを“調整力ベースラインから求められる積分値”にXを“一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ約款における損失率を考慮いたします ($1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じます)。
 - ・調整力ベースライン：当社*1の約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(R2.6.1 資源エネルギー庁改定)における標準ベースラインや発電等計画値等*2を踏まえ、電源I 〳 廠気象対応調整力契約の中で、個別に協議しその設定方法を取り決めた上で、当社*1約款における損失率を考慮して算出します。
- (*1 契約電源等が東京電力PGの供給区域に所在する場合、「当社」を「東京電力PG」と読み替えます。)
- (*2 例えば「DR実施日の直近5日間 (DR実施当日は含みません。)のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間 (High 4 of 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。)を当日調整したもの」等)。

(2) 計量単位について

募集要綱 3. および 6. にあるとおり，原則として発電機単位で特定して，容量単位（kW）で契約しますので，契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。

- 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし，計量単位に含まれる全ての発電機と本契約を締結し，全ての発電機の調整力提供に係る kWh 単価（V1，V2）が同一であること等が条件になります。

[計量の具体例]



kWh …託送供給等約款に基づく計量器
(発電量調整契約の精算用)

kWh …本契約に基づく計量器
(本契約の調整電力量精算用)

(3) 機能の確認・試験について

電源 I 〳 厳気象対応調整力の運用にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、落札者（または電源 I 〳 厳気象対応調整力契約者）はその求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等、発電機等の性能を証明する書類等の提出。
- ・DR実証試験証明書の写し等、DRとしての性能を証明する書類等の提出
- ・当社からの専用線オンライン指令、簡易指令システムによる性能確認試験の実施。
- ・現地調査および現地試験。
- ・その他、当社が必要と考える対応。

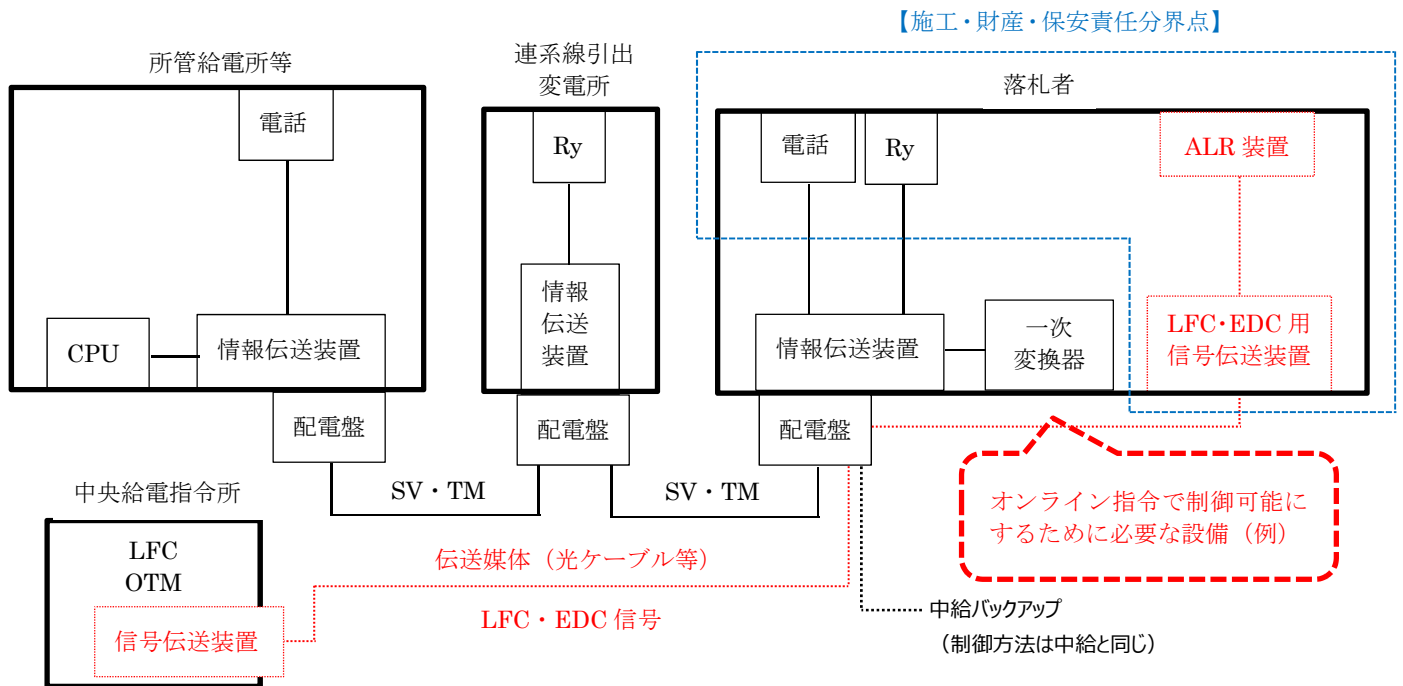
機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
制御試験	○			■ 現地での調整指令に対する調整量の確認。
専用線オンライン、簡易指令システムによる調整機能		○		■ 中給との対向試験を実施。
給電情報自動伝送		○		■ 中給との対向試験を実施。（簡易指令システムを用いたものを除く）
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■ 発電機の性能を証明する書類等の提出で確認する。

(4) 専用線オンライン指令で制御可能にするための設備について

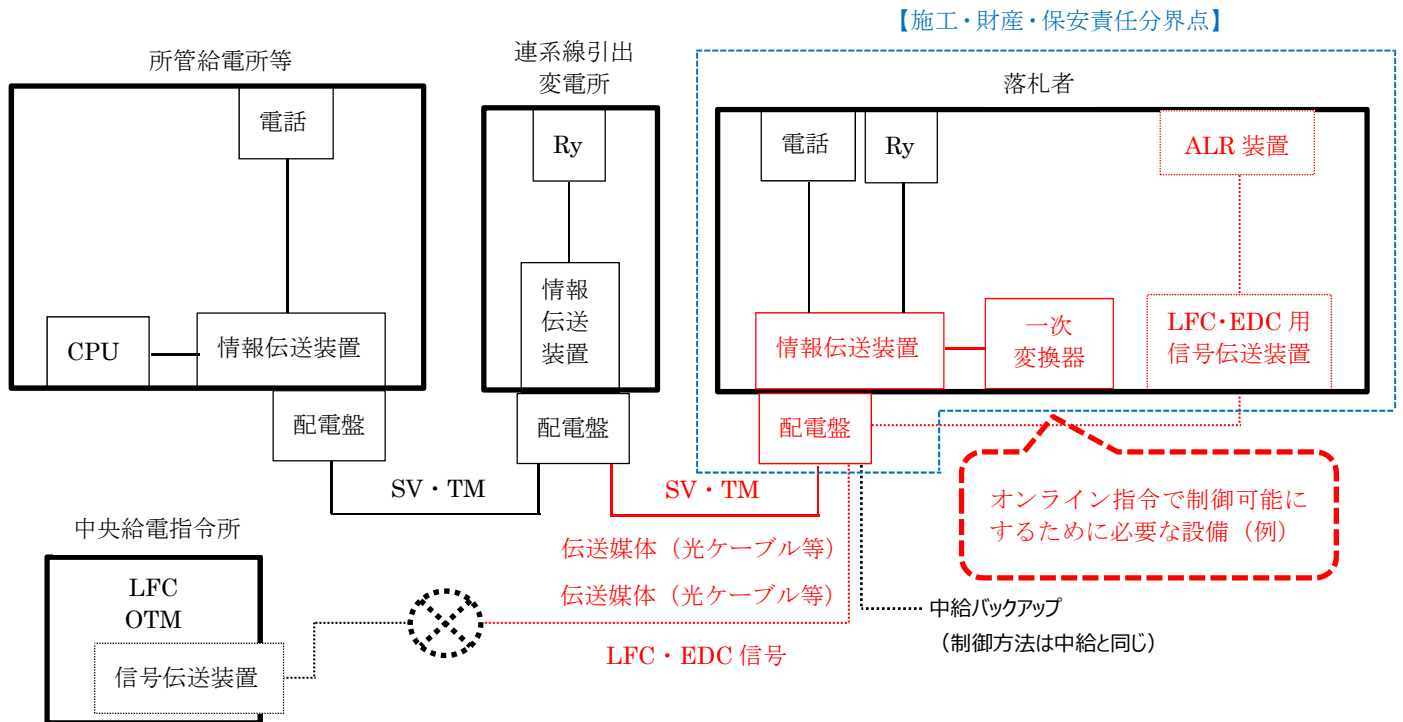
入札要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令で制御可能にするための設備などは、応札者の費用負担にて設置頂きます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行なう通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照して下さい。費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので当社電力受給グループへ相談してください。

- ・東京電力PGの供給区域に設置されている契約電源等を用いて東京電力PGとの専用線オンラインで応札の場合、専用線オンライン指令で制御可能にするための設備などについては、東京電力PGにご確認ください。

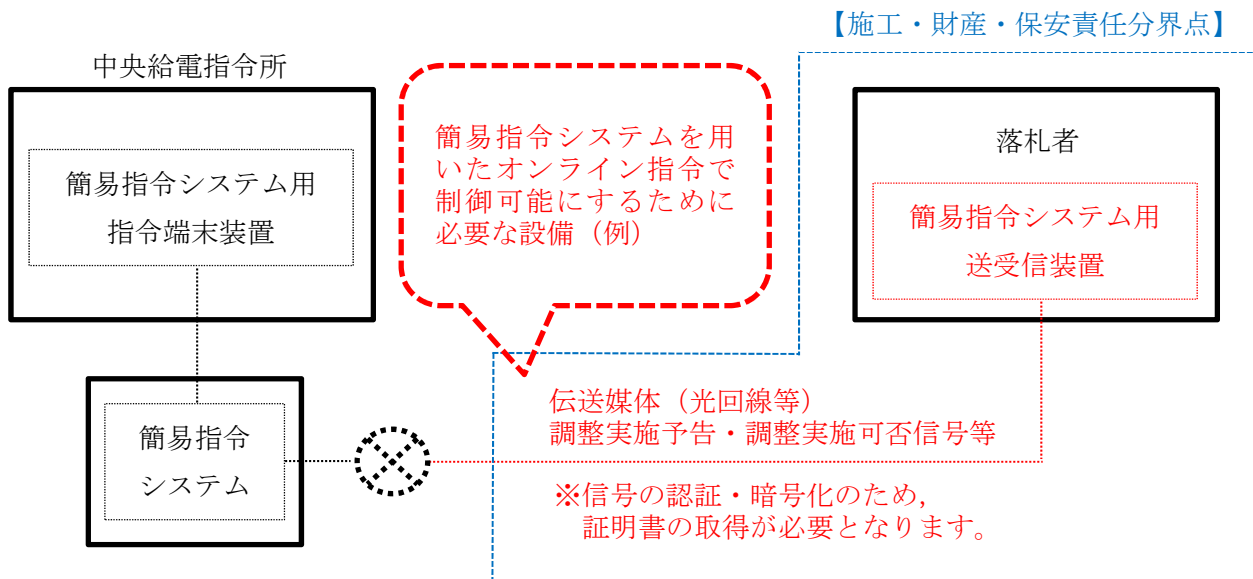
・発電設備を活用した契約者の設備例



・DRを活用した契約者の設備例



・簡易指令システムを活用した契約者の設備例



信号に関する具体的要件

【信号】

A. 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます）での契約の場合

契約していただく電源等については、需給バランス機能に必要な受信信号を受信する機能及び、必要な送信信号を送信する機能を具備していただきます。

- 受信信号
 - ・ 調整実施指令信号
- 送信信号
 - ・ 調整実施了解信号

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004(2019)）へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

また、東京電力PGの供給区域に設置されている契約電源等を用いて東京電力PGとの専用線オンラインでの応札の場合、専用線オンライン指令で制御可能にするための設備などについては、東京電力PGにご確認ください。

B. 簡易指令システムを用いたオンラインでの契約の場合

契約申込みいただく契約設備等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます

(1) 受信信号

a 調整実施

(a) 調整実施指令信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

(b) 調整実施指令変更信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

(c) 調整実施取消信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

(2) 送信信号

a 調整実施可否

※ 当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

「簡易指令システム」の仕様につきましては、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討された共通基盤システムの仕様※1を採用いたします。

また、情報セキュリティ対策としては、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構 [IPA] が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン※2」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する契約設備等から供出される電力の合計が100万kW以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）していただく必要があります。

※1 共通基盤システムの仕様として通信仕様については、OpenADR 2.0bに準拠いたします。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile※2およびデマンドリスポンス・インタフェース仕様書※2を参照してください。

※2 改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。